

## 静岡市良好な商業環境の形成に関する条例施行規則(案)に対する結果及び回答

No	提出された意見の概要	考慮の結果	理由(回答)
1	案に賛成です。新聞記事を見て、どのようにすれば条例を守っていただけるかが心配です。審議会の審議に重みをつけ届出者にしっかり守っていただくために、公開制を明記してください。	規則に反映しない	静岡市商業環境形成審査会は、静岡市良好な商業環境の形成に関する条例に基づく勧告、公表等を行うに際して意見を聴取するためのものです。 また、同審査会は、静岡市における附属機関等の設置及び運営に関する指針に基づき、原則として公開となります。
2	案に賛成します。ただし、交通はもちろんですが、買い物弱者など地域にどのような影響が出てくると予想しているのか述べる責任があります。	規則に反映しない	出店者が届け出る内容は、出店構想に係る基本的な情報となります。 安心して豊かな生活を送るために、地域にとって望ましい商業施設という見地から意見書を提出することができ、これに対しては見解書の提出がなされます。
3	地元説明の際、地元の一員として誠意ある話し合いを行っていく旨の約束を書面でかわすことを説明会報告書に添付してもらうことはできないでしょうか。もちろん、地元が必要と認めなければ不要とすればいいと思います。	規則に反映しない	静岡市良好な商業環境の形成に関する条例第4条では、商業施設の建築等を行う者の責務として、自らも地域社会の一員であることを自覚し、市民及び市とともに良好な商業環境の形成に努めなければならないとしていることから、説明会の際には誠意ある対応が求められます。 説明会については、その開催の状況を市長に報告することとしており、約束を書面で交わす手続きは同条例に規定されていません。
4	市の案には賛成です。ただし、報告書は公開として、届出者の報告に疑義が生じた場合は、説明を受けた側からの報告を求めることを明記し、誠意ある報告書となるよう誘導してください。	規則に反映しない	説明会実施状況報告書については、どなたでも閲覧が可能です。また、説明会の内容を忠実に記載するよう届出者に求めています。

■本規則に直接関係のない、要望や感想等を多数いただきました。(今後の取組みの参考とさせていただきます。)